

循環型社会形成推進地域計画策定及び次期最終処分場概略検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

循環型社会形成推進地域計画策定及び次期最終処分場概略検討業務

2 業務目的

本業務は、益田市（以下、「本市」という。）が計画する次期一般廃棄物最終処分場整備事業に伴い、本事業を循環型社会形成推進交付金事業として円滑に進めるために必要な循環型社会形成推進地域計画を策定することをはじめ、次期最終処分場候補地変更による新たな概略検討を行い、次期最終処分場整備・運営に向けて、必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として取りまとめることを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「循環型社会形成推進地域計画策定及び次期最終処分場概略検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書は本市が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルに置ける特定者の技術提案内容に応じて変更があるものとする。

(2) 契約限度額

本業務の契約限度額は、15,521,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

ただし、循環型社会形成推進地域計画策定については令和 8 年 10 月 30 日（金）までに策定し報告すること。

4 担当部局（提出先・問い合わせ先）

益田市 福祉環境部 環境衛生課 廃棄物・保全係

（担当：中島）

所在地：益田市常盤町 1 番 1 号

電話：0856-31-0232（直通）

Fax：0856-31-1139

Email：eisei@city.masuda.lg.jp

5 参加資格

(1) 参加資格は次のとおりとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者で

あること。

- ② 島根県内に営業所を有すること。
- ③ 令和7年～令和9年度益田市の入札参加資格の名簿に登録している者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「廃棄物部門」登録を受けている者であること。また、公募の参加申請と同時に益田市入札参加資格名簿への登録手続きを行うことも可とする。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 過去6ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- ⑦ 破産法（平成15年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- ⑩ 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日まで）において、日本国内の地方公共団体発注の循環型社会形成推進地域計画と同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。

なお、本業務における同種の業務とは、循環型社会形成推進地域計画、最終処分場概略検討、最終処分場整備基本構想とする。

- ⑪ 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、管理技術者、各担当技術者は他の技術者と兼務できないものとし、雇用継続期間3ヶ月以上の提案者と正規雇用関係にあるものとする。

(1)管理技術者

・技術士法に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環（旧科目である廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理を含む。以下同じ）の資格を有する者とする。

(2)照査技術者

・管理技術者と同等の資格を有する者とする。

6 スケジュール

| 内容 | 日程 |
|-------------|-------------------------------|
| 公募開始 | 令和8年3月23日(月) |
| 質問書受付期間 | 令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金)正午必着 |
| 質問書回答 | 令和8年3月31日(火) |
| 参加表明書等の受付期間 | 令和8年3月23日(月)～令和8年4月6日(月)17時必着 |
| 1次審査(書類審査) | 令和8年4月7日(火) |
| 1次審査結果通知 | 令和8年4月9日(木)予定 |
| 企画提案書等提出期限 | 令和8年4月20日(月)正午必着 |
| 2次審査 | 令和8年4月22日(水)予定 |
| 結果通知 | 令和8年4月24日(金)予定 |
| 契約締結 | 令和8年4月下旬予定 |

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類等(応募書類については、益田市公式ウェブサイトにてダウンロードできます。)

- ① 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 業務実績(様式3)
- ④ 誓約書(様式4)
- ⑤ 配置予定技術者経歴書(様式5)
- ⑥ 法人登記簿謄本
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(2) 提出部数

2部(正本1部、副本1部(副本はコピー可))

※提出書類は全てA4版縦、横書き、ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

益田市福祉環境部環境衛生課(前記4参照)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出期限

令和8年4月6日(月)17時必着。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期間 令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金)正午必着

(2) 提出方法 ファックス又は電子メールにより、質問書(様式6)を添付して提出すること。
なお、提出後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(3) 提出場所 益田市福祉環境部環境衛生課(前記4参照)

- (4) 回答方法 令和8年3月31日(火)までに、益田市公式ウェブサイトで公表する。
なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類(応募書類については、益田市公式ウェブサイトにてダウンロードできます。)

- ① 企画提案書表紙(様式7)
- ② 業務実施体制(様式8)
- ③ 業務実施スケジュール(任意様式)
- ④ 企画提案書(任意様式)
- ⑤ 見積書及び見積内訳書等(任意様式)

- (2) (1) 企画提案書に係る作成要領

- ① 用紙はA4版縦、横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ② 表紙を除いて10枚(20ページ)以内で両面印刷とする。
必要に応じA3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
- ③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

- (3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部(副本はコピー可))

※正本、副本ともに応募書類及び添付書類を一式ファイリングし提出すること。

※正本及び副本には、ページ番号を記載すること。

- (4) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年4月20日(月)正午必着
- ② 提出曜日 祝祭日を除く月曜から金曜まで
- ③ 提出時間 8時30分から17時15分まで
- ④ 提出場所 益田市福祉環境部環境衛生課(前記4参照)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

10 評価方法及び契約候補者の特定

- (1) 選定委員会

本市が別に定める「循環型社会形成推進地域計画策定及び次期最終処分場概略検討業務委託候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が審査を行う。

- (2) 第1次審査(書類審査)

参加表明書で提出された業務実績等を別紙「評価基準」(1)及び(2)で示す評価基準に基づいて審査し、提案者が4者以上の場合、高い評価を得た提案者から順に3者を選考する。

- ① 実施日 令和8年4月7日(火)予定

- (3) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査により選考された者が企画提案についてプレゼンテーションを行う。

- ① 実施日時等 日時：令和8年4月22日（水）の14時から（予定）
場所：益田市役所3階第2会議室 ※ 詳細は別途通知する。
- ② プレゼンテーション所要時間
1 提案者につき、30分以内とする。
 - ・プレゼンテーション 20分以内
 - ・審査委員からの質疑 10分以内
- ③ 注意事項
 - ・会場への入場者は1提案者あたり3名までとする。
 - ・パワーポイント等を使用する際は、企画提案書提出時に連絡すること。なお、その時はパソコンは提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンについては本市が用意する。
 - ・プレゼンテーション審査20分前までには、所定の場所で待機すること。指定時間に遅れた場合は失格とみなす。（止むを得ず遅れる場合は、20分前までに連絡を入れること。）
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- (4) 評価基準
別紙「評価基準」による。
- (5) 契約候補者の特定
 - ① 提出された参加表明書、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーション内容について審査し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
 - ② 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立する。
 - ③ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、選定委員会において審議することとする。
 - ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな契約候補者として手続きを行う。
 - ⑤ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の(6) 企画提案について評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員会の合議により優先者を決定する（第1次審査を実施した場合の特定について、事業者の経験及び能力について評価が高い提案書を優先とし、以下同様とする。）
- (6) 審査結果の通知
 - ① 第1次審査
第1次審査通過者に対し、結果通知書（様式9）を電子メールにより通知する。
 - ② 第2次審査
第2次審査参加者全員に対し、結果通知書（様式10）を電子メールにより通知する。
選考結果については、益田市公式ウェブサイトで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ

の提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書金額が契約限度額を超過したもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合

1.2 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約限度額の範囲で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位者から順に繰り上がるものとする。
 - ① 提案資格または提案内容が無効になったとき。
 - ② その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき。

1.3 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 11）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更については、環境衛生課から指示のあった場合を除き原則として認めないものとする。
- (4) 提出書類は返却しない。また、契約候補者の選定の目的以外には使用はしないものとする。
- (5) 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。

評価基準

| 評価項目 | 配点 | 評価基準 |
|--------------------------------|-----|--|
| (1)事業者の経験及び能力 | 8 | ① 企業として同種業務の実績を確認し、豊富な知識や確実な業務遂行能力をもって、本業務を企業自ら牽引していけるかを評価する。 |
| (2)予定技術者の経験及び能力 | 12 | ① 技術者の同種業務の実績を評価する。 |
| (3)業務への理解度について | 20 | ① 本業務に対する目的を十分に理解した上での提案となっているか評価する。 |
| (4)業務フロー及びスケジュールについて | 5 | ① 業務フロー及びスケジュールが具体的な設定となっているか評価する。 |
| (5)実施体制について | 5 | ① 本業務を実施するにあたって適切な体制であるか評価する。 |
| (6)企画提案について (次期最終処分場概略検討業務) | 50 | <p>① 現地の地形・地質・地下水状況を的確に把握するため、既存資料・現地踏査等を有効に活用し、実現性の高い提案がされているか評価する。</p> <p>② 概算事業費の算定にあたり、事業費の縮減策について、実効性の高い提案がされているか評価する。</p> <p>③ とりまとめる検討結果については、説明資料として、住民が分かりやすく、イメージしやすいものを作成するための工夫・手法等の具体的な提案がされているか評価する。</p> <p>④ 仕様書以外で本業務の目的を達成するための追加提案がされているか評価する。</p> <p>⑤ 上記追加提案の内容について、実現性のある創意工夫されたものであるか評価する。</p> |
| 合計 | 100 | |